

これからの 成年後見制度の在り方とは ～ 必要なときだけ使えないの？ ～

2022年
7月25日 月
18:00～20:00

参加費 無料
要事前申込み

本年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。計画では、成年後見制度等の見直しに向けた検討が施策として盛り込まれるなど、注目すべき方針が打ち出されています。

当連合会としても、第二期計画が提起する諸課題を深めるべく、第一期に続き「連続学習会」を開催することとしました。まず第1回では「必要性・補充性の原則」を取り上げ、制度を必要なとき、必要な期間、必要な範囲に限定して利用できないのか、という課題について考えたいと思います。

当事者・支援者の方、専門職、関係諸機関に限らず、市民の皆様にも広く参加いただければと思います。

定員 500名
開催方法 Zoomウェビナーを利用したオンライン開催
申込方法 下記URL又は二次元バーコードから、

7月20日（水）までにお申し込みください。

<https://form.gooker.jp/Q/auto/ja/dai2kikaito/0725/>

当日の参加方法は申込みされた方にメールでご案内いたします。



第二期基本計画の概要

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

基調報告 ～成年後見制度と必要性・補充性の原則～

上山 泰氏 （新潟大学法学部教授）

当事者や支援現場からの問題提起

安藤 亨氏 （元・愛知県豊田市福祉部福祉総合相談課 権利擁護支援担当主任主査）

久保 厚子氏 （一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会会長）

花俣 ふみ代氏 （公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表理事兼埼玉県支部代表）

意見交換

コーディネーター：赤沼 康弘 弁護士（日弁連高齢者・障害者権利支援センター幹事）

※手話通訳を希望される場合は7月13日（水）までに下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 日本弁護士連合会人権第二課 TEL 03-3580-9982 Fax 03-3580-2896